

(公 印 省 略)
健第135004号
令和8年5月19日

榛東村監査委員 石 坂 郁 夫 }
榛東村監査委員 新 井 佐智子 } 様

榛東村長 南 千 晴

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和6年12月10日付け榛監第345001号により報告のあった令和6年度財政援助団体等監査結果報告書及び令和7年12月9日付け榛監第343001号により報告のあった令和7年度随時監査結果報告書の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査対象機関名	健康保険課	監査年月日	令和6年11月20日 令和7年11月19日
監査対象年度及び期間	令和5年度 令和6年度	令和5年4月1日から令和6年3月31日 令和6年4月1日から令和7年3月31日	
指摘事項		是正改善の状況	
<p>指導事項 40</p> <p>6年度協定及び7年度協定とも、仕様書及び基本協定の定めを超えているとまではいえないもの、齟齬がある。「予算の範囲内」及び「予算で定める額を上限とする」と「予算で定める額」とは、その意味するところは異なる。</p> <p>村歳出予算は、千円未満は切り上げられ、千円単位で編成されているため、指定管理料に千円未満の端数があった場合における予算額は、1～999円多いものとなるが、「予算で定める額」を「支払う」と定められているため、所要額以上の指定管理料を村が概算払で支払う義務を負うことになる。</p> <p>7年度協定の関係条項を速やかに見直されたい。</p>		<p>1 令和7年度</p> <p>指定管理料の支払部分の条項を「実績額と支払見込額を上限とする」と改め、協定を締結いたしました。これにより、仕様書及び基本協定の定めとの整合性を確保し、予算額を超えない範囲での支払が明確になりました。</p> <p>2 令和8年度</p> <p>指定管理料の支払部分の条項を「期ごとの金額を提示し概算払で支払い、精算する」と定め、協定を締結いたしました。</p> <p>3 令和9年度以降</p> <p>指定管理料の支払部分の条項を「期ごとの金額を提示し概算払で支払い、精算する」と定め、毎年度協定を締結することとします。</p>	
<p>指導事項 41</p> <p>7年度協定において「村予算で定める額を四半期に分けて支払う」ことが村の義務となっていて、かつ、村予算は本年12月までに補正を行っていないため、不用となる見込の700万円を含む8,819,500円を令和8年1月21日までに概算払しなければならない。</p> <p>これは予算執行の適正さを欠くから、7年度協定の関係事項を速やかに見直されたい。</p>		<p>1 令和7年度</p> <p>令和7年度協定の支払部分の条項を「1月に支払う指定管理料の額は、令和7年4月から12月までの支払済額及び令和8年1月から3月までの支払見込額の合計額と10月までに支払った指定管理料の合計額との差額を上限とする」と改め、協定を締結いたしました。</p> <p>2 令和8年度以降</p> <p>令和8年度協定の策定にあたり、決算見込額が明らかになった段階で最終四半期（1月）の支払額を調整する仕組みを導入します。また、適正な予算執行のため、四半期払いの方法を維持しつつ、各期ごとに精算することとします。</p>	
<p>指導事項 42</p> <p>令和5年度及び令和6年度の収支決算を当初予算と決算を比較すると、経費に関して、金額の大小はあるものの、全ての費目で当初予算計上額が過大であった。</p> <p>令和8年度以降においては、当初予算を計上する際に経費の所要額を精査し、過不足のない予算額とする必要がある。</p>		<p>令和8年度の指定管理料の予算については、各経費について根拠資料の提出を求め、所要額の妥当性を検討し、適正な金額を計上いたしました。</p> <p>毎年度の決算終了後、予算計上額との乖離要因を分析し、その結果を翌年度予算編成に反映させます。</p> <p>指定管理者との定期的な協議を通じて、予算精度の向上に努めます。</p> <p>本指摘を踏まえ、以下の取組により予算編成プロセスの継続的な改善を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算実績に基づく精度の高い予算積算の実施 ・複数年の実績データを活用した経費の妥当性検証 ・予算計上根拠の明確化と説明責任の強化 	

監査意見

指定管理料及び補助金について、不十分な根拠で概算払を行っている事例が散見された。概算払は例外的なものに限られ、濫用されることのないよう厳正に取り扱うことが求められる。

指定管理料の支払いについて、四半期ごとの支払い方法を維持しつつ、各期ごとに支払額と所要額を精算する仕組みを導入いたしました。これにより、各期の支払は実績に基づいた確定額に限定され、不十分な根拠や理由に基づく概算払を排除することができます。指定管理者との事前協議を通じて、新たな支払方法について合意を得たうえで、協定書に明記いたしました。

今後の方針

指定管理料の支払において、債務確定と履行期到来を原則とし、概算払は例外的かつ限定的に取り扱うことを徹底します。

毎年度の協定策定時に、支払方法の適正性を検証し、改善を図ります。